

区域割り

根拠法令	解説
廃掃法 (一般廃棄物処理計画) 第6条 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域を定めて許可を行わない場合、次の点で計画的な処理に支障が出る。 <ul style="list-style-type: none"> ① し尿の場合顧客からの依頼で業務が発生する構図で、計画的な処理ができない。 ② 値下げ競争の発生（業者の経営基盤が不安定） ③ 新規参入の誘発（廃棄物処理計画を理由に不許可とすることが難しい。） ④ 凈化槽に関して、法律に基づいた維持管理が困難（未清掃） ⑤ 合特法に基づく合理化事業計画の策定が困難 <p>※区域割りがされてないと顧客が一定でないため、業務減少量を示すことが出来ず、業務の安定を保持するための合理化事業計画を立てることが出来ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民サービスの低下を招く。（住民には選択肢が多そうに見えるが、どこも依頼に応じてくれないという状況の発生もあり得る。）
(一般廃棄物処理業) 第7条 7 第1項又は第4項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付付することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域を定め——ることは、「できる」規定に止まっている。